

高知県四万十市 地域おこし協力隊 募集要項

(令和3年度 集落活動センター運営支援業務、移住促進業務)



【高知県四万十市 企画広報課】

令和3年度 高知県四万十市 地域おこし協力隊員募集要項

現在、四万十市には5人の地域おこし協力隊員がおり、市街地や中山間地域で活動しています。今回、中山間地域の集落活動センターの運営支援に関する業務及び移住促進業務等に取り組む隊員を1名募集します。

1. 募集人数

1名

2. 募集内容

業 務：集落活動センターの運営支援に関する業務及び移住促進に関する業務、
地域振興に関する業務等

主な活動地域：大川筋地域

市内全域（移住促進業務）

住 居：大川筋地域を予定

任 命 日：令和3年6月1日（予定）

事 務 所：四万十市役所企画広報課（本庁舎）

3. 活動内容

（1）集落活動センターの運営支援に関する業務（例：別添資料参照）

①大川筋地区集落活動センター設立に向けた準備

- ・地域との会議開催の日程調整
- ・集落活動センター準備委員会だよりの作成支援
- ・運営開始前の準備委員会の活動支援

②大川筋地区集落活動センター設立後の運営支援

- ・産業部会及び福祉部会の活動支援
- ・事務局の運営支援
- ・SNS等での地域の魅力及び情報発信等

※上記内容については、現段階の予定であり変更となる可能性があります。

※活動地域について

大川筋地域・・・市役所本庁舎から地域の中心地区までは北西に20km。四万十川の両岸に集落が広がり、遊覧船やカヌーなどの観光産業が盛んな地域。中村地域と西土佐地域の間地点に位置する。地域の人口569人(R3.1.1時点 住民基本台帳)

（2）移住促進に関する業務

①空き家の掘り起こし

②物件案内

③その他、市が実施する移住定住支援事業への協力

(3) その他、地域振興に関する業務

大川筋地域及び後川地域における地域活動の取り組み（地域行事、イベントなど）への協力

※後川地域・・・大川筋地域の隣接地域。市役所本庁舎から地域の中心地区までは北西に10km。農協の出張所もあり、農業が盛んな地域。大川筋地域の南側に位置し、地域内の南端の地区は市街地エリアに隣接している。地域の人口1,446人（R3.1.1時点住民基本台帳）

4. 募集対象

下記（1）～（10）の全ての要件を満たす方

- (1) 中山間地域の地域協力活動に意欲があり、都市地域等※から四万十市の配属地域へ住民票を異動させて生活できる方、又は、これまで地域おこし協力隊員として、一定期間（2年以上）活動し、かつ解職から1年以内にある者で四万十市内の配属地域へ住民票を異動させて生活できる方
- (2) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (3) 任期終了後も本市に引続き定住する意志のある方
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (5) 普通自動車免許を取得している方
- (6) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- (7) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (8) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (9) パソコンを使用できる方（HP、SNS等による情報発信ができる方）
- (10) 地方公務員法第16条※に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※（1）の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法その他2法に指定された地域）以外の地域をいう。

※（10）の地方公務員法第16条の規定とは、例えば、ご自身が「成年被後見人又は被保佐人」に該当する場合は、募集対象から外れます。（他にも欠落条項の規定あり）

5. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週4日（月16日）以内
- (2) 勤務時間：原則8時30分から16時45分（1日7時間15分、週29時間）

※夜間、土日等の勤務は、月勤務時間内で調整します。

※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。

※年次休暇があります。

6. 雇用形態及び期間

- (1) 四万十市の会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号）として四万十市長が任命します。
- (2) 初年度の任命期間は、任命日から令和 4 年 3 月 31 日までです。次年度からは年度毎に任命できるものとし、最長で 3 ヶ年までです。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7. 報酬（※令和 3 年 1 月 1 日現在）

月額 163,447 円～166,516 円

賞与有（条件を満たした場合）

通勤手当有（距離によります。）

※時間外手当、退職手当等は支給しません。

8. 待遇及び福利厚生

- (1) パソコン及び公用車が 1 人 1 台用意されます。
- (2) 居住地として市が所有又は提供（市が貸借）する住宅に居住してもらいます。住宅は無償で貸与しますが、水道光熱費や区費等の個人負担が別途必要となります。
- (3) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (4) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。
- (5) 中山間地域での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持込をお勧めします。公用車は私用では使えません。

9. 定住支援

- (1) 休暇日等で業務に支障がなければ、兼業を認めます。週 3 日の休日を有効に活用し、定住に向けて農林業従事、起業に挑戦するなど有効に活用してください。（届出が必要です。）。
- (2) 協力隊が任期後に四万十市内に定住するため、市内で起業に要する経費に対して補助金制度（上限 100 万円）があります。

10. 応募手続

(1) 応募受付期間

令和 3 年 3 月 4 日（木）から令和 3 年 3 月 31 日（水）必着

郵送又はメールで受け付けます。なお、提出された書類は返却しません。

(2) 応募者への資料の送付

本市地域おこし協力隊への応募を希望される方に、事前に本市のまちづくり方針や施策等の資料やパンフレットをお送りし、認識を深めていただくとともに協力隊としての活動目標の資料等にしていただきたいと思います。

送付を希望される方は四万十市役所企画広報課までご連絡ください。

(3) 提出書類

①郵送の場合

- ・履歴書（市販のもので可。写真添付）※簡単な応募動機をつけること（別紙可、氏名記入）。
- ・作文（A4で書式自由、印字可）※作文にも最初に住所と氏名をつけてください。
題材：「協力隊員として地域振興のため任期中にやりたいこと及び3年後の定住に向けたプラン」
文字数：1,000文字程度

②メール応募の場合（提出内容は郵送の場合と同じ）

- ・メールの表題は「四万十市地域おこし協力隊応募（氏名）」をお願いします。
（例）四万十市地域おこし協力隊応募（四万十 太郎）
- ・履歴書、作文ともに docx 形式で作成してください。
- ・顔写真は jpg 形式で送ってください。
- ・データ添付の際は合計容量を 3 MB 以内にしてください。

（備考）

メール応募後に送信不良などのエラーメッセージが届いていないかの確認をお願いします。応募メールが届いてから、担当者より3日以内に受領連絡をいたします。担当者より連絡がない場合は、お手数ですが募集要項の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

(4) 申込・お問合せ先

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10

四万十市役所企画広報課企画調整係（担当：山沖）

電話 0880-34-1129 / メールアドレス：mirai@city.shimanto.lg.jp

11. 選考

(1) 第1次選考

書類にて選考し、結果を4月上旬までに応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に4月下旬に第2次選考試験（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせしますが、今後の新型コ

コロナウイルス感染拡大の状況によっては、面接予定日及び任命予定日が大幅に変更になる可能性があります。

なお、第2次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

最終選考の結果については、4月末に文書で全員に通知します。

※ 住民票の異動は必ず任命日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明

試験前に現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも対応可能です。現地案内等を希望される場合は必ず担当まで事前連絡してください。

12 . その他

勤務条件等（上記5.6.7.8.9）は、令和3年1月1日のものであり、今後条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

本募集は令和3年度当初予算要求に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、募集内容等の変更がある可能性があります。また、採用についても令和3年度予算成立が前提となります。予算が成立しない場合は採用されないこともありますので、あらかじめご了承ください。